

ビジネスJネクスト（業務災害保険）制度維持費とは

本制度の維持に必要な事務手数料等に充当するもので、次の金額を保険料とあわせて頂戴しております。

一時払 1,200円（うち消費税額 109円、税率 10%）

月払 100円（うち消費税額 9円、税率 10%）

熊本県中小企業団体中央会では制度維持費についての領収証等の発行は行って
おりません。

振替により納付した金額は通帳で確認できます。

消費税インボイス制度開始に伴い、制度維持費にかかる消

費税につき仕入額控除をするために、必要な対応について

適格請求書（インボイス）の記載事項の一部（2023年7月以降、引き落とし年月日以外の事項を記載してまいります）が記載された「加入申込票（お客様控え）」と「（通帳・入出金明細など引き落とし年月日が記載された）支払記録書類」の2点をお手元に保管ください。

インボイスの記載事項の一部が書かれた「加入申込票（お客様控え）」がお手元になければ、以下の記載箇所を保存するため本ページを印刷し、支払記録書類とあわせ保管ください。

【制度維持費にかかるインボイス記載事項】

- ① 発行者の名称：熊本県中小企業団体中央会
- ② 登録番号：T7330005001086
- ③ 取引年月日：お客様が保険契約を申し込んだ日
- ④ 取引内容：制度維持費
- ⑤ 対価の額及び適用税率：一時払 税込 1,200円（適用税率 10%）
月払 税込 100円（適用税率 10%）
- ⑥ 消費税額：一時払 109円
月払 9円